

大任町告示第 6 4 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び大任町税
条例（昭和 2 9 年条例第 1 6 号）第 1 8 条の規定に基づき、別紙の者
に係る地方税法第 3 2 9 条に規定する書類を、その送達を受けるべき
者の住所等が不明であり送達が困難なため、公示送達する。

当該書類については、大任町税務課において保管し、送達を受ける
ものより直接請求があった場合は直ちに交付する。

なお、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、本日から起算し
て 7 日を経過したときは、送達があったものとみなす。

令和 8 年 7 月 2 4 日

大任町長 永原 譲二



別紙

[illegible]